2026 年 11 月 11 日

中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
（最終保障供給約款以外の供給条件）

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第２項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で、別表２（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

（１）別表１（燃料費調整額の算定）（２）ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
２（適用期間）に定める適用期間のうち 2026 年 12 月の検針日から 2027 年１月の検針日の前日までの期間		
１キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.50	0.05
２（適用期間）に定める適用期間のうち 2027 年１月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間		
１キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	2.30	0.21

（２）別表２（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
１キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0.177	0.016